各地の実情を知り、運動に生かす共闘会議

近畿・九州交流会

部落解放共闘近畿・九州ブロック第32回交流会が9月8日から9日、大阪市にあるホテルマイステイズ新大阪でひらかれ、和歌山からは10人が参加し、近畿・九州各府県共闘、中央共闘含めて12府県92人が参加した。

はじめに、近畿ブロック副議長も務める濱野幸紀・県共闘会議議長から「9月4日の超大型台風が近畿を直撃し、被害にあわれたみなさまにお見舞い申し上げる。昨年は熊本県で地震の被災地など視察し、そのようすをしっかり組合員に伝えてきた」と開会あいさつし、座長を選出した。つづいて、近畿ブロックの山口勝己・議長（大阪）、九州ブロックの宮崎辰弥・議長（長崎）がそれぞれあいさつし、中央共闘の高橋定・事務局次長、中央本部の坂本三郎・副委員長から来賓あいさつをうけた。

近畿ブロックの村井康利・事務局長から基調提案をうけ、近畿・九州各ブロックの活動報告を行ったあと、特別報告として「『大阪都構想』反対の闘いと大阪の未来」をテーマに、山口勝己・大阪府民共闘議長から反組合、反人権・福祉の維新政治と対峙してきた報告をうけた。つぎに、地元報告として大阪府連の赤井隆史・執行委員長から「大阪における部落解放運動の現状」と題して、大阪でとりくんだ「暮らしのアンケート調査」結果からみえた実態、大阪市の隣保館などの公営施設がすべて廃止となり、NPO法人を立ち上げたり民営で運営したりと「一支部一社会的起業」を目標に「フードバンク」事業や47支部中16の地域で社会福祉法人を立ち上げ「つばめ会」を発足するなど、自分たちで雇用を生み出しムラを変えるという発想でとりくんでいることなどが報告された。

夜の夕食・懇親会では、和やかに懇談・交流して1日目を終えた。

2日目は、高槻市富田地区交流と大阪市西成地区交流の2班にわかれてフィールドワークした。西成地区の「ゆーとあい・にしなり隣保館」で、西成支部の寺本良弘・支部長から講演をうけた。大阪市内は、当時の橋下市長時代に次々と隣保館が廃止され、地域の活動拠点や住民の居場所が失われ、一般対策としてすすめてきたまちづくりも撤退したことから、民設置・民営で立ち上げた隣保館が「スマイルゆーとあい」。1～2階が隣保館で、3階はインターナショナル保育事業（英語教育）、4～6階はサービス付き高齢者向け住宅の複合施設として2016年1月にオープンした。①居場所づくり、②つながりづくり、③出番づくりをテーマに「まち」づくりから「ひと」づくりをめざし、相談・支援活動やさまざまな世代の居場所づくり、誰もが気軽に利用できる喫茶なび、地域住民の「やってみたい」を実現する講習・講座、イベントをつうじた住民の「出番」づくり、こども食堂、識字よみかき・日本語教室などもおこなっている。このほか、支部では街づくり会社を1997年から設立し、住宅建設を含む不動産事業や三星温泉（銭湯）、古着屋、くらし食堂、薬局、チャレンジドなど、さまざまな事業を展開していることが報告された。

主張

ネット上の部落差別の深刻化に抗して、モニタリングをはじめとするとりくみを強めよう！

(1)

今「ネット社会」だといわれている。私たちの社会は、インターネットの登場によって大変貌を遂げ、その可能性は無限に広がっている。情報媒体の手段として、その双方向性も含め、公的機関や民間企業の業務活動にとどまらず、個人情報の交換から購買にいたるまで、私たちの日常生活に深くかかわっており、その利便性は計り知れない。しかし、そうしたネットの利便性はともかく、ネット上に驚くほどの大量の差別情報やフェイク（ニセ）情報、誹謗・中傷が飛び交っているのだ。さらに、そうした情報が日々書き加えられ、拡散されている。こうした状況にたいして有効な法的規制がなされていないなかで、差別情報が削除されることなく、野放し状態におかれているのである。

(2)

2016年に成立した「部落差別解消推進法」の第1条に『情報化の進展にともなって、部落差別に関する状況の変化が生じている』とあるように、現在、極めて深刻な事態にある。40年以上前に『部落地名総鑑』が発覚し、大きな衝撃を与えたが、いまインターネットを使えば、全国の「部落の所在地」などが、いとも簡単に知ることができる。さらに、職業や個人名、電話番号、動画など、どの状況も止まることを知らない。まさに部落は「さらされている」のである。

これまで私たちは、さまざまな差別事件をとりくみ、その背景を明らかにしてきた。そして、差別した本人の体験をつうじて差別意識の源泉を探り、差別の解決のための教育・啓発をはじめ、さまざまな課題を提起してきた。そうしたとりくみは今日も有効な手立てとして継続してきている。一方では「同和対策審議会」答申で指摘していた「差別の法的規制」は、いまだ実現されていない。「推進法」においても同様の課題が残されている。

こうした状況が、今日のネット社会において、部落差別の状況が、さらに深刻化してきている

(3)

いま、社会全体にそうした現状に危惧が広がり、インターネットの業界でも徐々に自主規制の動きがみえる。しかし、それは営業上の問題で、根本的な解決の姿勢ではなく『場所を提供しているだけ』『利用者の問題』という姿勢は変わっていない。こうした状況のなか、民間の自主的なとりくみとは別に、全国の自治体を中心にモニタリング事業が広がりつつある。

今のところ、モニタリングは自主防衛の手段で根本的な解決ではないかも知れないが、ネット上にあふれる差別情報などを「チェック」し、プロバイダーに「削除」依頼するというものであるが、削除のカベは厚く、責任省庁（総務省・法務省）の動きもほとんどみえない。地方法務局は、個人からの相談にも『まず自分で努力をして』というもので、主体的な責任意識はない。こうしたことからも、課題はあるものの、モニタリングは極めて重要なとりくみだといえる。

(4)

県内でのモニタリングは、和歌山市で5月からスタートし、湯浅町も近々実施する予定となっている。こうした状況をふまえ、①「県主導による全市町村でのモニタリングの開始とネットワーク化」、②「差別情報の実態の集約」を早急に実現する必要がある。そのためにも県及び市町村へのとりくみを強力に展開しなければならない。と同時に、全国のとりくみと連帯・連けいするとともに「法的規制」にむけ国への働きかけをしていかなければならない。

世界人権宣言70周年を記念して

高野山夏期講座

8月22日～24日、高野山で第49回部落解放・人権夏期講座がひらかれ、全国各地より約1400人が参加した。

台風の影響も心配されたが、なんとか予定していた日程は無事におこなわれた。

フィールドワークでは、高野山の歴史～「平等と差別」を中心に～をテーマで大雨の影響によりコースの内容が一部短縮されたが、ハンセン病の人が高野山を頼り墓守として暮らしていた方たちの供養塔など、45人でフィールドワークした。

あいさつする奥田均・部落解放・人権研究所理事長

◆第3回実行委員回ひらく

12月13日にひらかれた実行委員会では夏期講座の事業報告と来年の講座内容が検討された。

はじめてのLIVE配信は、途切れることが多かったので、後日、手話やテロップなど編集し、有料配信を再検討する。また、東京都の条例で事業所も合理的配慮が義務になるなか、東京に本店をおく企業は、合理的配慮をすすめ、各支店にも同様にとりくみを実践する。障がい者の当日参加を受けいれる場合、例えば議案書を点字にすると、相当厚みがでてくる。そう考えると今後、合理的配慮が検討課題となる。さらに、来年度は水平社宣言を起草した西光万吉、没後50年にあたる。戦後、美寿子さんの実家でもある打田町（現、紀の川市）に居を構え、和栄政策や平和運動の実践などを講演いただくことが決定した。

文化の窓

「顔ニモマケズ」

～どんな「見た目」でも幸せになれることを証明した9人の物語～

著者:水野敬也、発行所:文響社、発行日:2017年2月21日

書籍

乗り越えた悩みが大きければ大きいほど、人は魅力的になれる。人生はやり直しがきく。やりたいことがあれば、今やらなきゃ。できなくなるかもしれないと9人は語る。幸せは、人との関係で生まれてくる。互いに忠恕（ちゅうじょ）の気持ちが成立したときに幸せを感じる。そう締めくくっている一冊だ。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで

TEL 073－473－2301